

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	前見返 1-2	中段左		
		(中段右)		

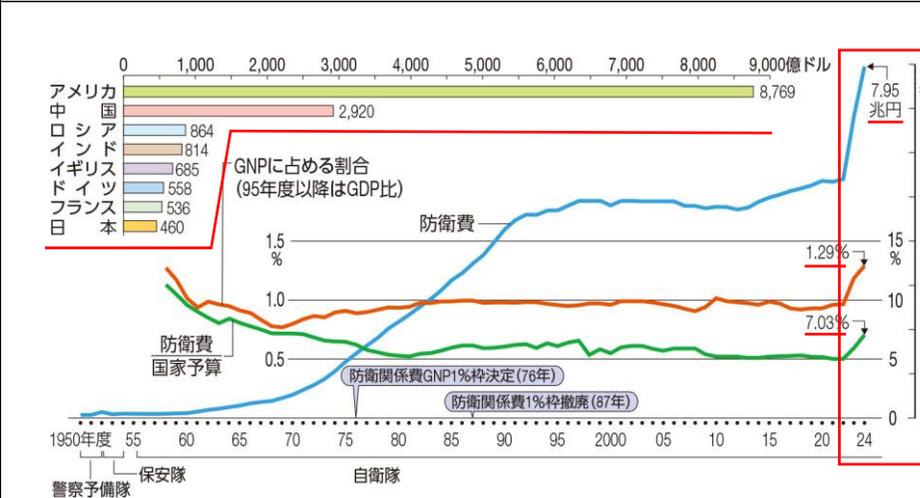
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
2	前見返 1-2	下段左		

番号 訂正箇所
ページ 行

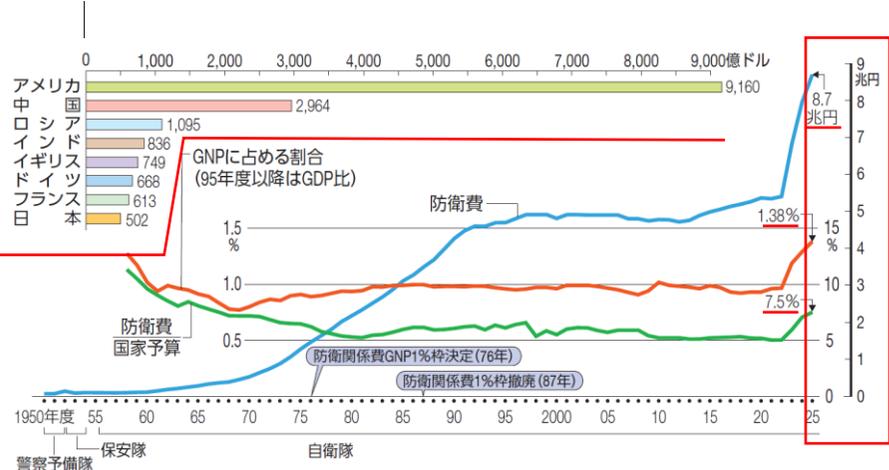
原文

訂正文

3 28 図1



1 主な国の軍事費と日本の防衛費 日本の防衛力の整備に関して、5年ごとに「中期防衛力整備計画」を策定している。各国比較は2022年。「日本国勢図会」2024/25年版ほかによる。

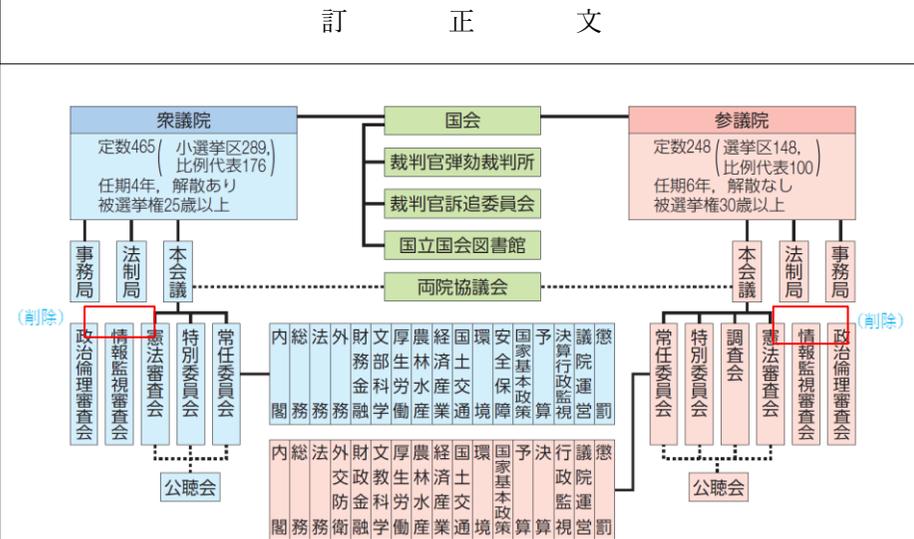
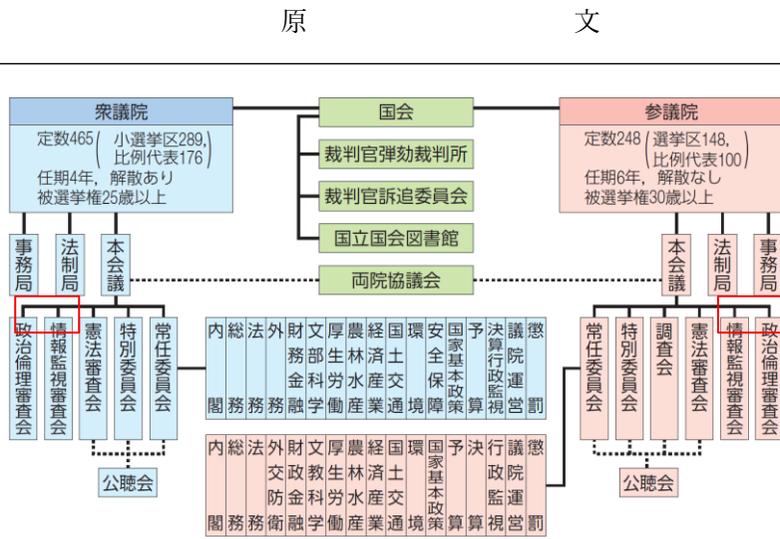


1 主な国の軍事費と日本の防衛費 日本の防衛力の整備に関して、5年ごとに「中期防衛力整備計画」を策定している。各国比較は2023年。「日本国勢図会」2025/26年版ほかによる。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																																																				
4 5	48	上表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td>1949</td> <td>1951</td> <td>○ 1958</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する条約</td> <td>1951</td> <td>1954</td> <td>○ 1981</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>婦人の参政権に関する条約</td> <td>1952</td> <td>1954</td> <td>○ 1955</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>人種差別撤廃条約</td> <td>1965</td> <td>1969</td> <td>○ 1995</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(社会権規約) 5</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>172 4</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(自由権規約) 5</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する議定書</td> <td>1967</td> <td>1967</td> <td>○ 1982</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>女性差別撤廃条約</td> <td>1979</td> <td>1981</td> <td>○ 1985</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>拷問等禁止条約</td> <td>1984</td> <td>1987</td> <td>○ 1999</td> <td>174 4</td> </tr> <tr> <td>子どもの権利条約</td> <td>1989</td> <td>1990</td> <td>○ 1994</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td> <td>1989</td> <td>1991</td> <td></td> <td>91 4</td> </tr> <tr> <td>障害者権利条約</td> <td>2006</td> <td>2008</td> <td>○ 2014</td> <td>191 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 主な人権条約と日本の批准状況 2024年10月末現在。国連資料による。 4</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	82	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約) 5	1966	1976	○ 1979	172 4	国際人権規約(自由権規約) 5	1966	1976	○ 1979	174	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	174 4	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		91 4	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	191 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条約名</th> <th>採択年</th> <th>発効年</th> <th>日本の批准年</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td>1949</td> <td>1951</td> <td>○ 1958</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する条約</td> <td>1951</td> <td>1954</td> <td>○ 1981</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>婦人の参政権に関する条約</td> <td>1952</td> <td>1954</td> <td>○ 1955</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>人種差別撤廃条約</td> <td>1965</td> <td>1969</td> <td>○ 1995</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(社会権規約, A規約) 5</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>173 4</td> </tr> <tr> <td>国際人権規約(自由権規約, B規約) 5</td> <td>1966</td> <td>1976</td> <td>○ 1979</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>難民の地位に関する議定書</td> <td>1967</td> <td>1967</td> <td>○ 1982</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>女性差別撤廃条約</td> <td>1979</td> <td>1981</td> <td>○ 1985</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>拷問等禁止条約</td> <td>1984</td> <td>1987</td> <td>○ 1999</td> <td>175 4</td> </tr> <tr> <td>子どもの権利条約</td> <td>1989</td> <td>1990</td> <td>○ 1994</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)</td> <td>1989</td> <td>1991</td> <td></td> <td>92 4</td> </tr> <tr> <td>障害者権利条約</td> <td>2006</td> <td>2008</td> <td>○ 2014</td> <td>193 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 主な人権条約と日本の批准状況 2025年10月末現在。国連資料による。 4</p>	条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	82	難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146	婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123	人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182	国際人権規約(社会権規約, A規約) 5	1966	1976	○ 1979	173 4	国際人権規約(自由権規約, B規約) 5	1966	1976	○ 1979	174	難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147	女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189	拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	175 4	子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196	自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		92 4	障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	193 4
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																		
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	82																																																																																																																																		
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																		
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																		
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																		
国際人権規約(社会権規約) 5	1966	1976	○ 1979	172 4																																																																																																																																		
国際人権規約(自由権規約) 5	1966	1976	○ 1979	174																																																																																																																																		
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																		
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																		
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	174 4																																																																																																																																		
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																		
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		91 4																																																																																																																																		
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	191 4																																																																																																																																		
条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数																																																																																																																																		
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	82																																																																																																																																		
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146																																																																																																																																		
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123																																																																																																																																		
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182																																																																																																																																		
国際人権規約(社会権規約, A規約) 5	1966	1976	○ 1979	173 4																																																																																																																																		
国際人権規約(自由権規約, B規約) 5	1966	1976	○ 1979	174																																																																																																																																		
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147																																																																																																																																		
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189																																																																																																																																		
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	175 4																																																																																																																																		
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196																																																																																																																																		
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		92 4																																																																																																																																		
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	193 4																																																																																																																																		

番号	訂正箇所	
	ページ	行

6	51	図2
---	----	----



番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	65	図3	<p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2024年度地方財政計画。総務省資料による。</p>	<p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2025年度地方財政計画。総務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
8	73	1-3	<p>党の与党が過半数を割りこんだ。<u>二大政党制の実現が見通せないなか、日本政治の新しい形が模索^{もさく}されている。</u></p>	<p>党の与党が過半数を割りこんだ。<u>25年の参院選でも与党は過半数を割り込み、政権運営は厳しさを増している。二大政党制の実現が遠のくなか、連立政権の組み換えを含め、日本政治の現状は流動的である。</u></p>

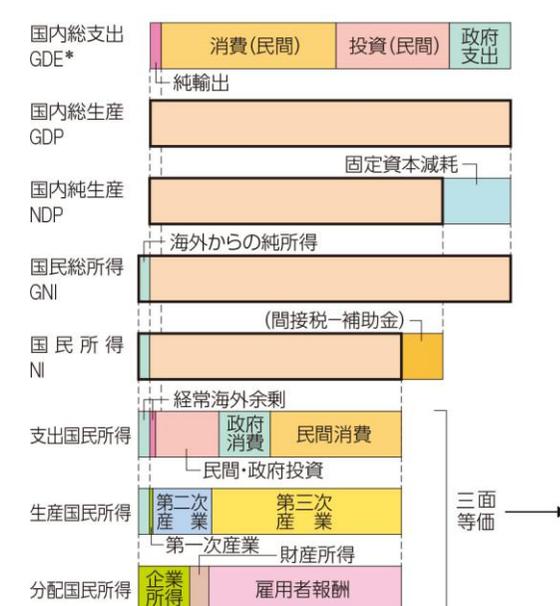
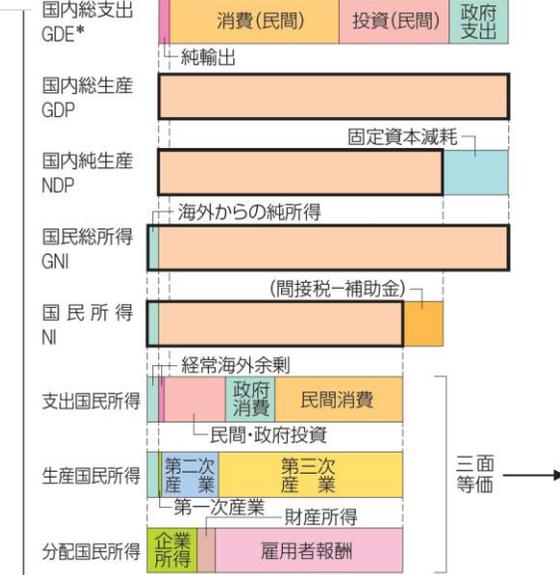
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
9	76	図4	<p>Legend: ● 合憲, ▲ 違憲状態, ■ 違憲</p> <p>Series: 参議院 (House of Councillors), 衆議院 (House of Representatives)</p>	<p>Legend: ● 合憲, ▲ 違憲状態, ■ 違憲</p> <p>Series: 参議院 (House of Councillors), 衆議院 (House of Representatives)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
10	78	図2	<p>衆議院選挙</p> <p>参議院選挙</p> <p>53.85 (2024年)</p> <p>52.05 (2022年)</p>	<p>衆議院選挙</p> <p>参議院選挙</p> <p>58.51 (2025年)</p> <p>53.85 (2024年)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
11	80	下図	<p>Line graph showing percentage trends for age groups 20s to 60s from 2000 to 2021. The y-axis ranges from 20% to 90%. The x-axis shows years from 2000 to 2021. A red box highlights the period from 2019 to 2021. The 60s group (blue) is the highest, followed by 50s (green), 40s (orange), 30s (light green), 20s (pink), and 10s (purple).</p>	<p>Line graph showing percentage trends for age groups 20s to 60s from 2000 to 2024. The y-axis ranges from 20% to 90%. The x-axis shows years from 2000 to 2024. A red box highlights the period from 2021 to 2024. The 60s group (blue) is the highest, followed by 50s (green), 40s (orange), 30s (light green), 20s (pink), and 10s (purple).</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
12	85	19	的に社会の富が増えていく機能を <u>神の</u> 「見えざる手」と表現した。この段階の	的に社会の富が増えていく機能を「見えざる手」と表現した。この段階の (削除)

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
13	100	図1	<p>日本の国富の内訳 (総額3,999.1兆円, 2022年末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地: 32.7% 住宅建物: 11.8% その他の建築物: 31.8% 機械・設備: 6.3% <p>今年1年間の国富の増加分: 127.4兆円 前年末の国富(ストック): 3,871.7兆円 1年間の生産活動GDP(フロー): 559.7兆円</p>	<p>日本の国富の内訳 (総額4,158.4兆円, 2023年末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地: 32.4% 住宅建物: 11.3% その他の建築物: 31.7% 機械・設備: 6.3% <p>今年1年間の国富の増加分: 159.3兆円 前年末の国富(ストック): 3,999.1兆円 1年間の生産活動GDP(フロー): 591.9兆円</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																												
	ページ	行																														
14	102	図2	<p>国内総支出 GDE*</p>  <p>国内総生産 GDP</p> <p>国内純生産 NDP</p> <p>国民総所得 GNI</p> <p>国民所得 NI</p> <p>支出国民所得</p> <p>生産国民所得</p> <p>分配国民所得</p> <p>三面等価</p> <p>2 国民所得の相互関係 内閣府「2022年度 国民経済計算」による</p>	<p>*GDPを支出面からとらえた指標。政府、企業、国民がモノやサービスのために費やした一年間の総額。</p> <p>(2022年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国内総生産(GDP) 559.7兆円 =国内の総生産額-中間生産物 ■国民総所得(GNI) 593.7兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得(NI) 403.2兆円 =GNI-固定資本減耗 -(間接税-補助金) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目別割合(2022年/名目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">●支出国民所得</td> </tr> <tr> <td>経常海外余剰</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>民間・政府投資</td> <td>25.2%</td> </tr> <tr> <td>政府消費</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>民間消費</td> <td>52.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">●生産国民所得</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>69.9%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">●分配国民所得</td> </tr> <tr> <td>企業所得</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>財産所得</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>雇用者報酬</td> <td>73.3%</td> </tr> </tbody> </table>	項目別割合(2022年/名目)		●支出国民所得		経常海外余剰	2.2%	民間・政府投資	25.2%	政府消費	20.4%	民間消費	52.4%	●生産国民所得		第1次産業	1.0%	第2次産業	20.7%	第3次産業	69.9%	●分配国民所得		企業所得	19.4%	財産所得	7.3%	雇用者報酬	73.3%
項目別割合(2022年/名目)																																
●支出国民所得																																
経常海外余剰	2.2%																															
民間・政府投資	25.2%																															
政府消費	20.4%																															
民間消費	52.4%																															
●生産国民所得																																
第1次産業	1.0%																															
第2次産業	20.7%																															
第3次産業	69.9%																															
●分配国民所得																																
企業所得	19.4%																															
財産所得	7.3%																															
雇用者報酬	73.3%																															
			<p>国内総支出 GDE*</p>  <p>国内総生産 GDP</p> <p>国内純生産 NDP</p> <p>国民総所得 GNI</p> <p>国民所得 NI</p> <p>支出国民所得</p> <p>生産国民所得</p> <p>分配国民所得</p> <p>三面等価</p> <p>2 国民所得の相互関係 内閣府「2023年度 国民経済計算」による</p>	<p>*GDPを支出面からとらえた指標。政府、企業、国民がモノやサービスのために費やした一年間の総額。</p> <p>(2023年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国内総生産(GDP) 501.9兆円 =国内の総生産額-中間生産物 ■国民総所得(GNI) 627.1兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得(NI) 432.2兆円 =GNI-固定資本減耗 -(間接税-補助金) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目別割合(2023年/名目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">●支出国民所得</td> </tr> <tr> <td>経常海外余剰</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>民間・政府投資</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>政府消費</td> <td>19.6%</td> </tr> <tr> <td>民間消費</td> <td>51.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">●生産国民所得</td> </tr> <tr> <td>第1次産業</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>第2次産業</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>第3次産業</td> <td>68.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">●分配国民所得</td> </tr> <tr> <td>企業所得</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td>財産所得</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>雇用者報酬</td> <td>69.7%</td> </tr> </tbody> </table>	項目別割合(2023年/名目)		●支出国民所得		経常海外余剰	4.2%	民間・政府投資	24.7%	政府消費	19.6%	民間消費	51.4%	●生産国民所得		第1次産業	0.9%	第2次産業	22.3%	第3次産業	68.7%	●分配国民所得		企業所得	22.9%	財産所得	7.4%	雇用者報酬	69.7%
項目別割合(2023年/名目)																																
●支出国民所得																																
経常海外余剰	4.2%																															
民間・政府投資	24.7%																															
政府消費	19.6%																															
民間消費	51.4%																															
●生産国民所得																																
第1次産業	0.9%																															
第2次産業	22.3%																															
第3次産業	68.7%																															
●分配国民所得																																
企業所得	22.9%																															
財産所得	7.4%																															
雇用者報酬	69.7%																															

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
15	106	図8	<p>Figure 8 (Original): Two line graphs showing economic indicators. The left graph covers the period 1971-1980, and the right graph covers 1985-2024. The indicators are: 企業物価指数 (Corporate Price Index, orange line), 消費者物価指数 (Consumer Price Index, blue line), and GDPデフレーター (GDP Deflator, green line). The right graph has a red box around the year 2024.</p>	<p>Figure 8 (Revised): Two line graphs showing economic indicators. The left graph covers the period 1971-1980, and the right graph covers 1985-2025. The indicators are: 企業物価指数 (Corporate Price Index, orange line), 消費者物価指数 (Consumer Price Index, blue line), and GDPデフレーター (GDP Deflator, green line). The right graph has a red box around the year 2025.</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
16	107	図1	<p>(2023年 平均残高)</p> <p>①マネーストックの内訳 CD(譲渡性預金)は、企業などが銀行に預ける定期預金の一種。M₃からゆうちょ銀行の定期貯金などを除いたものがM₂(1231兆円)。日本銀行資料による。</p>	<p>(2024年 平均残高)</p> <p>①マネーストックの内訳 CD(譲渡性預金)は、企業などが銀行に預ける定期預金の一種。M₃からゆうちょ銀行の定期貯金などを除いたものがM₂(1252兆円)。日本銀行資料による。</p>
17	110	図4	<p>景気の後退期</p> <p>ゼロ金利政策 2月 83月 7月</p> <p>量的緩和政策 3月 3月</p> <p>量的・質的緩和政策 4月 3月</p> <p>マイナス金利政策 2月 3月</p> <p>基準割引率および基準貸付利率(公定歩合)</p> <p>無担保コールレート(翌日物)</p> <p>全国銀行貸出約定平均金利</p> <p>0.75 0.50 0.067</p>	<p>景気の後退期</p> <p>ゼロ金利政策 2月 83月 7月</p> <p>量的緩和政策 3月 3月</p> <p>量的・質的緩和政策 4月 3月</p> <p>マイナス金利政策 2月 3月</p> <p>基準割引率および基準貸付利率(公定歩合)</p> <p>無担保コールレート(翌日物)</p> <p>全国銀行貸出約定平均金利</p> <p>0.75 0.454 0.99</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
18	112	図5	<p>Figure 5: Line graph showing economic indicators (likely interest rates or inflation) for Japan (日本), EU, America (アメリカ), and England (イギリス) from 2000 to 2024. The y-axis represents percentage (%), ranging from -1 to 7. The x-axis shows years from 2000 to 2024. A red box highlights the period from 2023 to 2024.</p>	<p>Figure 5: Line graph showing economic indicators (likely interest rates or inflation) for Japan (日本), EU, America (アメリカ), and England (イギリス) from 2000 to 2025. The y-axis represents percentage (%), ranging from -1 to 7. The x-axis shows years from 2000 to 2025. A red box highlights the period from 2023 to 2025.</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																														
	ページ	行																																																																																																																																																
19	116	図2	<p>(単位：兆円)</p> <p>【1990年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3 国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> <td>文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【2024年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収69.6</td> <td>7.5</td> <td>6.6</td> <td>赤字国債28.9</td> </tr> <tr> <td>112.6</td> <td>所得税17.9</td> <td>法人税17.0</td> <td>消費税23.8</td> <td>その他10.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td>その他収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>112.6</td> <td>6.1</td> <td>5.5</td> <td>7.9</td> <td>その他10.6</td> <td>37.7</td> <td>地方交付税17.8 国債費27.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> <td>文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債				66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3			防衛費	文教・科学振興費				歳入	税収69.6				7.5	6.6	赤字国債28.9	112.6	所得税17.9	法人税17.0	消費税23.8	その他10.8			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入			112.6	6.1	5.5	7.9	その他10.6	37.7	地方交付税17.8 国債費27.0			防衛費	文教・科学振興費				<p>(単位：兆円)</p> <p>【1990年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3 国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> <td>文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【2025年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収78.40</td> <td>8.45</td> <td>6.79</td> <td>赤字国債21.86</td> </tr> <tr> <td>115.5</td> <td>所得税23.3</td> <td>法人税19.2</td> <td>消費税24.9</td> <td>その他11.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td>その他収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115.5</td> <td>6.1</td> <td>5.5</td> <td>8.7</td> <td>その他9.7</td> <td>38.3</td> <td>地方交付税19.1 国債費28.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> <td>文教・科学振興費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債				66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3			防衛費	文教・科学振興費				歳入	税収78.40				8.45	6.79	赤字国債21.86	115.5	所得税23.3	法人税19.2	消費税24.9	その他11.0			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入			115.5	6.1	5.5	8.7	その他9.7	38.3	地方交付税19.1 国債費28.2			防衛費	文教・科学振興費			
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																												
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																														
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債																																																																																																																																															
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3																																																																																																																																												
		防衛費	文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収69.6				7.5	6.6	赤字国債28.9																																																																																																																																											
112.6	所得税17.9	法人税17.0	消費税23.8	その他10.8																																																																																																																																														
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入																																																																																																																																														
112.6	6.1	5.5	7.9	その他10.6	37.7	地方交付税17.8 国債費27.0																																																																																																																																												
		防衛費	文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																												
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																														
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債																																																																																																																																															
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3 国債費14.3																																																																																																																																												
		防衛費	文教・科学振興費																																																																																																																																															
歳入	税収78.40				8.45	6.79	赤字国債21.86																																																																																																																																											
115.5	所得税23.3	法人税19.2	消費税24.9	その他11.0																																																																																																																																														
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入																																																																																																																																														
115.5	6.1	5.5	8.7	その他9.7	38.3	地方交付税19.1 国債費28.2																																																																																																																																												
		防衛費	文教・科学振興費																																																																																																																																															

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
20	118	図5		
21	118	14	<p>政府長期債務残高^{さいむ}①は2024年度で1136兆円と対GDP比で約180%程度となり、これは他国を大きく引き離す水準である。</p>	<p>政府長期債務残高^{さいむ}①は2025年度で1159兆円と対GDP比で約180%程度となり、これは他国を大きく引き離す水準である。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
22	119	図6		
23	119	注①	<p>①政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせ た国・地方の長期債務残高は1315兆円と対GDP比で214%程度となる(2024年度)。</p>	<p>①政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせ た国・地方の長期債務残高は1330兆円と対GDP比で211%程度となる(2025年度)。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
24	119	図7	<p>2005 10 15 20 22(年)</p>	<p>2005 10 15 20 24(年)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
25 26	121	右段 5-17	<p>が、問題は<u>その先だ。景気は、いつかは回復する。そのときに、大きく傷ついた日本財政の健全性をどう回復するか、財源のあり方も含めて、財政再建に向けた展望をもつ必要がある。</u></p> <p><u>極端な立場として、そもそも財政再建は必要がないとする現代貨幣論(MMT)がある。MMTは、アメリカや日本のように通貨主権をもつ国は、<u>自国建て通貨でいくらでも財政支出を拡大する能力があると主張する。だが財政支出の無限の拡大は、いつかはインフレを引き起こすおそれがある点に留意しなければならない。</u></u></p>	<p>が、<u>いずれ景気が回復したときに、大きく傷ついた日本財政の健全性をどう回復するか、財源のあり方も含めて、財政再建に向けた展望をもつ必要がある。</u></p> <p><u>極端な立場として、そもそも財政再建は必要がないとする現代貨幣論(MMT)がある。MMTは、アメリカや日本のように通貨主権をもつ国は、<u>インフレ率が急上昇しない限り、自国建て通貨でいくらでも財政支出を拡大する能力があると主張する。だが財政支出の無限の拡大は、いつかはインフレを引き起こすおそれがある点に留意しなければならない。</u></u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
27	121	左下図		

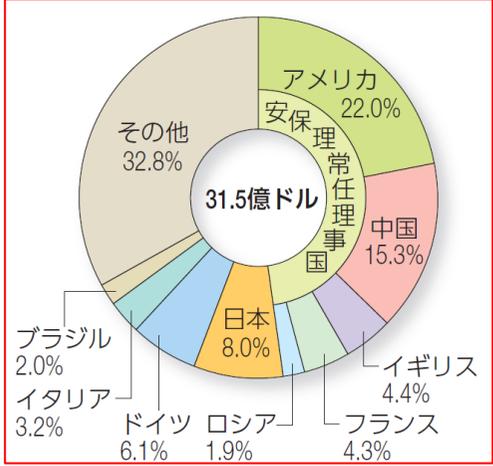
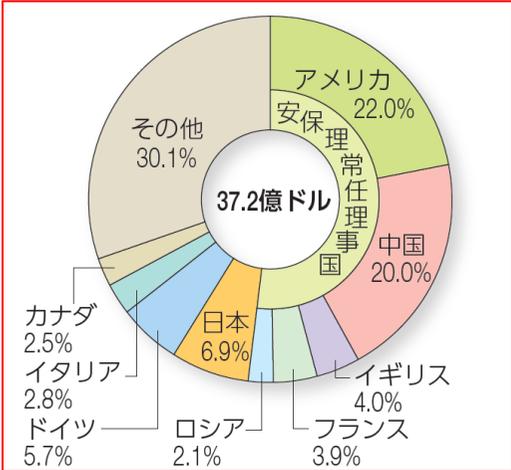
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
28	122	図 1		
	-			
	123			



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
29	129	Exercis e⑤	21世紀になってから日本の経済成長率が低迷しているのは、ICTへの投資額や研究開発費が <u>伸びていない</u> ことも一因と考えられる。	21世紀になってから日本の経済成長率が低迷しているのは、ICTへの投資額や研究開発費が <u>他国のように大きく伸びていない</u> ことも一因と考えられる。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
30	148	1-3	<p>2015年に改正された労働者派遣法^{はけん}では、<u>すべての業務が派遣労働の対象として認められたこともあり、非正規雇用の労働者はさらに増加している。</u></p>	<p>2015年に改正された労働者派遣法^{はけん}では、<u>派遣労働者が同一組織で勤務する期間が3年までに制限されて直接雇用への転換が促されたが、雇用形態が正規雇用であるとは限らず、非正規雇用の労働者はさらに増加している。</u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
31	157	図7	<p>アメリカ フランス スウェーデン 日本 ドイツ</p> <p>1950 55 60 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20(年)</p>	<p>アメリカ フランス スウェーデン 日本 ドイツ</p> <p>1950 55 60 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 23(年)</p>

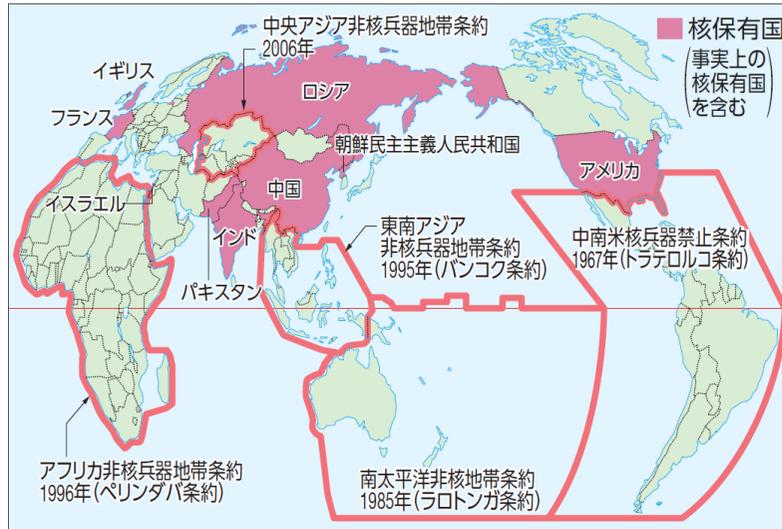
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
32	183	図5	 <p>5主要国の国連分担金比率 2022～2024年の負担割合。国際連合資料による。</p>	 <p>5主要国の国連分担金比率 2025～2027年の負担割合。国際連合資料による。</p>
33	183	18	<p>どによる財政危機の克服が課題となっている。成立から70年以上経った国連は、新しい課題によりよく対処するためにも国連改革の検討を進めている。</p>	<p>どによる財政危機の克服が課題となっている。成立から80年以上経った国連は、新しい課題によりよく対処するためにも国連改革の検討を進めている。</p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行

34 191 図1

原文

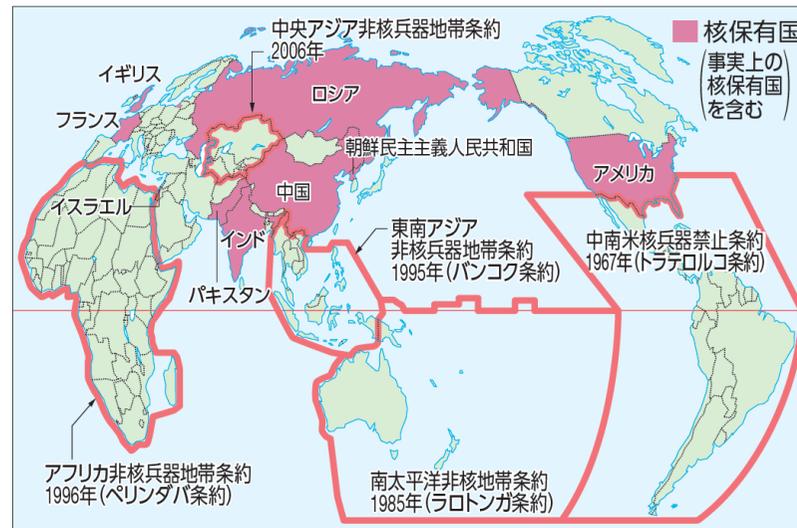
訂正文



核保有国の保有する核弾頭数

ロシア	5889発
アメリカ	5244発
中国	410発
フランス	290発
イギリス	225発
パキスタン	170発
インド	164発
イスラエル	90発
朝鮮民主主義人民共和国	30発

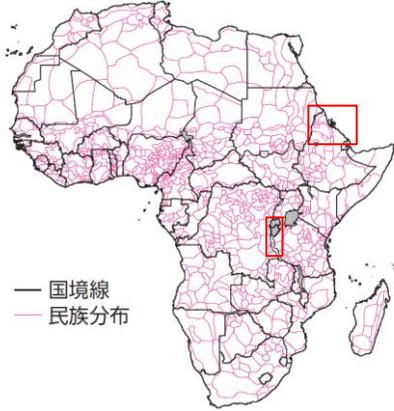
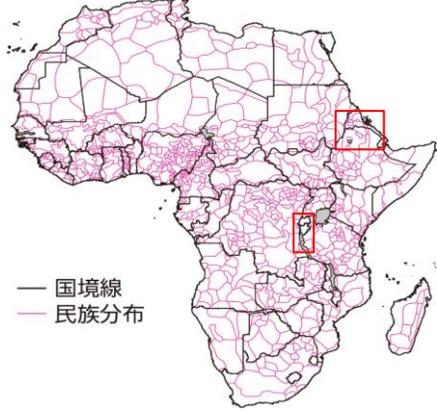
2023年現在。米国科学者連盟資料による。



核保有国の保有する核弾頭数

ロシア	4309発
アメリカ	3700発
中国	600発
フランス	290発
イギリス	225発
インド	180発
パキスタン	170発
イスラエル	90発
朝鮮民主主義人民共和国	50発

2025年現在。米国科学者連盟資料による。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
35	194	図3	 <p>— 国境線 — 民族分布</p>	 <p>— 国境線 — 民族分布</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
36	197	図1		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
37	197	図2	<p>地域別割合</p> <p>世界計 1億1,256万人</p> <p>アジア・大洋州 30.7(%) ヨーロッパ 15.0 北米・中南米 19.1 アフリカ 35.3</p> <p>難民 (ともにUNHCRの支援対象者のみ)</p> <p>国内避難民 など</p> <p>(万人)</p> <p>11,000 10,000 9,000 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 22年</p>	<p>地域別割合</p> <p>世界計 1億2,989万人</p> <p>アフリカ 40.4(%) ヨーロッパ 12.6 北米・中南米 16.8 アジア・大洋州 30.2</p> <p>難民 (ともにUNHCRの支援対象者のみ)</p> <p>国内避難民 など</p> <p>(万人)</p> <p>13,000 12,000 11,000 10,000 9,000 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 24年</p>
38	197	図3	<p>難民認定申請数(左軸)</p> <p>難民認定者数(右軸)</p> <p>20000 (人)</p> <p>15000</p> <p>10000</p> <p>5000</p> <p>0</p> <p>300 (人)</p> <p>200</p> <p>100</p> <p>0</p> <p>2008 10 12 14 16 18 20 22年</p>	<p>難民認定申請数(左軸)</p> <p>難民認定者数(右軸)</p> <p>25000 (人)</p> <p>20000</p> <p>15000</p> <p>10000</p> <p>5000</p> <p>0</p> <p>400 (人)</p> <p>300</p> <p>200</p> <p>100</p> <p>0</p> <p>2008 10 12 14 16 18 20 22 24年</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
39	200	1	<p>戦後70年にわたり続けられてきた、他国を攻撃しないという日本の専守防衛政策は、周辺諸国に安心を与え、日本に対する不信感を和らげるとともに、東アジア地域の安定化に大きく貢献してきた。地域の安全保障環境がか</p>	<p>戦後80年にわたり続けられてきた、他国を攻撃しないという日本の専守防衛政策は、周辺諸国に安心を与え、日本に対する不信感を和らげるとともに、東アジア地域の安定化に大きく貢献してきた。地域の安全保障環境がか</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
40	204	図1		
			<p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。 ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。 ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>1 国際収支の体系(単位:億円) 2023年。財務省資料による。</p>	<p>①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。 ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。 ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。</p> <p>1 国際収支の体系(単位:億円) 2024年。財務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
41	204	図2	<p>図2</p> <p>ドル/円(右軸)</p> <p>貿易収支 第一次所得収支 貿易外収支 サービス収支 第二次所得収支</p> <p>経常収支</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 23年</p>	<p>ドル/円(右軸)</p> <p>貿易収支 第一次所得収支 貿易外収支 サービス収支 第二次所得収支</p> <p>経常収支</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 24年</p>

番号
訂正箇所
ページ 行

42 208 図1

原 文



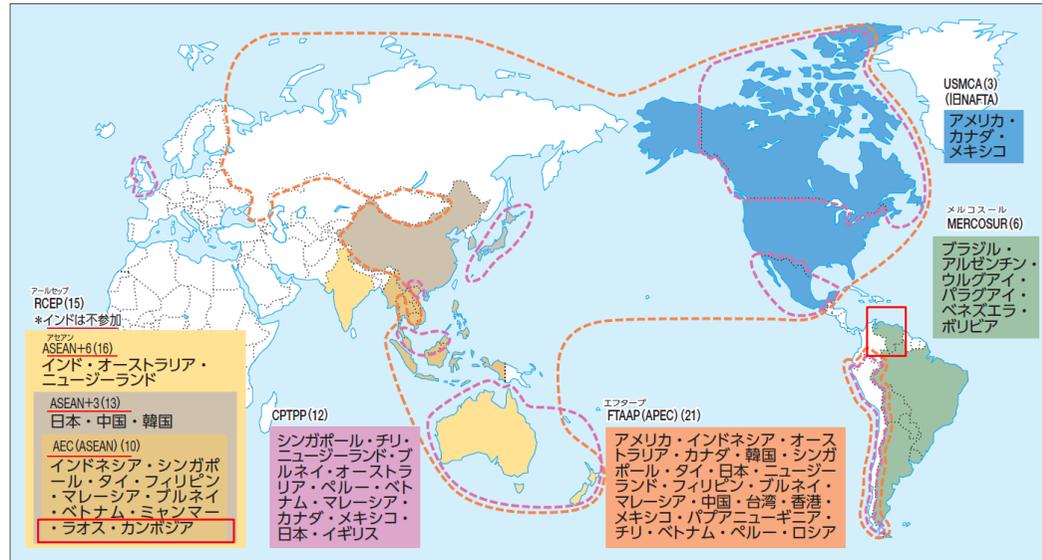
訂 正 文



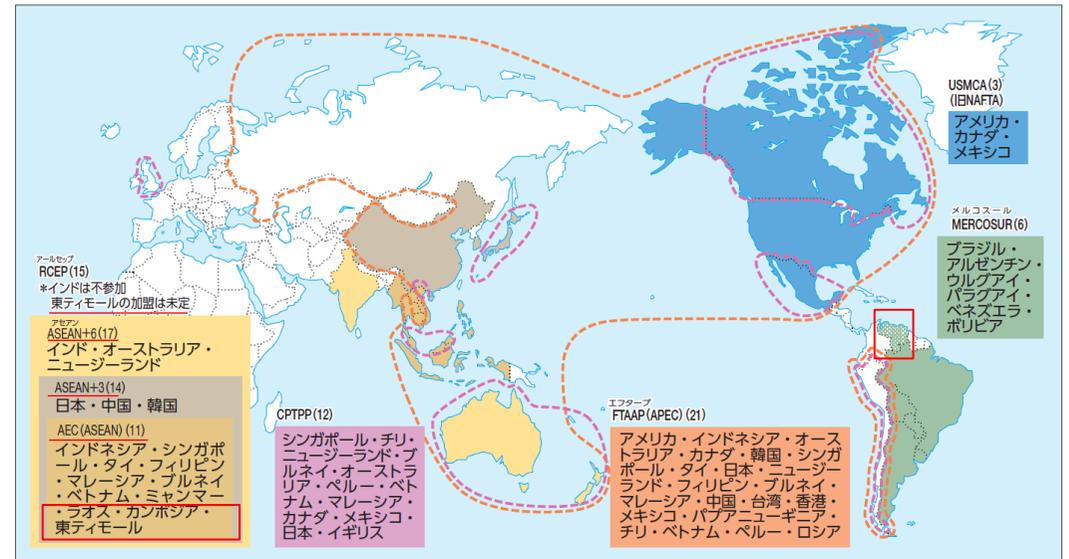
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
43	218	24-25	<p>るようになっており、2020年10月にアメリカの司法省は、<u>グーグルを反トラスト法で提訴するなどの動きが出ている。</u></p>	<p>るようになっており、2020年10月にアメリカの司法省は、<u>グーグルの検索サービスを反トラスト法で提訴し、2024年8月にはアメリカ連邦地裁が独占を認定した。</u></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		

44 219 図1



1 主な地域経済統合 2023年10月現在。



1 主な地域経済統合 2025年10月現在。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
45	222	図4		
46	224	注②	<p>②2015年には、BRICSや途上国などに社会基盤の整備を支援するBRICS開発銀行が創設され、<u>2024年からアラブ首長国連邦、イラン、エジプト、エチオピアがBRICS首脳会議に参加している。</u></p>	<p>②2015年には、BRICSや途上国などに社会基盤の整備を支援するBRICS開発銀行が創設された。<u>2024年以降はアラブ首長国連邦やエジプトなど複数国が新規加盟し、地理的多様性が増している。</u></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																
	ページ	行																																		
47	228	図1	<p>持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ)。</p>	<p>持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグ)。</p>																																
48	232	図1	<p>(2017年までは支出純額実績) (2018年からは贈与相当額実績)</p> <p>アメリカ ドイツ イギリス 日本 フランス</p> <table border="1"> <tr><td>スウェーデン</td><td>0.89</td></tr> <tr><td>ノルウェー</td><td>0.86</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>0.85</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>0.56</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>0.51</td></tr> <tr><td>日本</td><td>0.39</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>0.23</td></tr> <tr><td>DAC平均</td><td>0.45</td></tr> </table> <p>1 主要国のODAの実績額推移(左)と対GNI比(右) 対GNI比は2022年。国際連合は先進国の対GNI比目標を0.7%としている。外務省「政府開発援助(ODA)白書」による。</p>	スウェーデン	0.89	ノルウェー	0.86	ドイツ	0.85	フランス	0.56	イギリス	0.51	日本	0.39	アメリカ	0.23	DAC平均	0.45	<p>(2017年までは支出純額実績) (2018年からは贈与相当額実績)</p> <p>アメリカ ドイツ イギリス 日本 フランス</p> <table border="1"> <tr><td>ノルウェー</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>0.93</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>0.82</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>0.48</td></tr> <tr><td>日本</td><td>0.44</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>0.24</td></tr> <tr><td>DAC平均</td><td>0.44</td></tr> </table> <p>1 主要国のODAの実績額推移(左)と対GNI比(右) 対GNI比は2023年。国際連合は先進国の対GNI比目標を0.7%としている。外務省「政府開発援助(ODA)白書」による。</p>	ノルウェー	1.09	スウェーデン	0.93	ドイツ	0.82	イギリス	0.58	フランス	0.48	日本	0.44	アメリカ	0.24	DAC平均	0.44
スウェーデン	0.89																																			
ノルウェー	0.86																																			
ドイツ	0.85																																			
フランス	0.56																																			
イギリス	0.51																																			
日本	0.39																																			
アメリカ	0.23																																			
DAC平均	0.45																																			
ノルウェー	1.09																																			
スウェーデン	0.93																																			
ドイツ	0.82																																			
イギリス	0.58																																			
フランス	0.48																																			
日本	0.44																																			
アメリカ	0.24																																			
DAC平均	0.44																																			

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																										
	ページ	行																												
49	149	図6	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">労働者派遣法</td> <td>1986年</td> <td>対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。</td> </tr> <tr> <td>1996年</td> <td>対象業務を16から26業務に拡大。</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>26業種に限られていた対象業務を原則自由化。</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。</td> </tr> <tr> <td>2012年</td> <td>日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td><u>対象をすべての業務に拡大、派遣期間を全業種で原則3年とする。</u></td> </tr> </table>	労働者派遣法	1986年	対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。	1996年	対象業務を16から26業務に拡大。	1999年	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。	2004年	製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。	2012年	日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。	2015年	<u>対象をすべての業務に拡大、派遣期間を全業種で原則3年とする。</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">労働者派遣法</td> <td>1986年</td> <td>対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。</td> </tr> <tr> <td>1996年</td> <td>対象業務を16から26業務に拡大。</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>26業種に限られていた対象業務を原則自由化。</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。</td> </tr> <tr> <td>2012年</td> <td>日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。</td> </tr> <tr> <td>2015年</td> <td><u>すべての派遣業務における受け入れ可能期間の統一（原則3年）。</u></td> </tr> </table>	労働者派遣法	1986年	対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。	1996年	対象業務を16から26業務に拡大。	1999年	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。	2004年	製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。	2012年	日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。	2015年	<u>すべての派遣業務における受け入れ可能期間の統一（原則3年）。</u>
労働者派遣法	1986年	対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。																												
	1996年	対象業務を16から26業務に拡大。																												
	1999年	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。																												
	2004年	製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。																												
	2012年	日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。																												
	2015年	<u>対象をすべての業務に拡大、派遣期間を全業種で原則3年とする。</u>																												
労働者派遣法	1986年	対象を通訳、翻訳、秘書など専門性の高い13の業種に限定して導入。																												
	1996年	対象業務を16から26業務に拡大。																												
	1999年	26業種に限られていた対象業務を原則自由化。																												
	2004年	製造業務への派遣解禁、専門的業務への派遣期間の制限撤廃。																												
	2012年	日雇い派遣の原則禁止、派遣料金明示の義務化。																												
	2015年	<u>すべての派遣業務における受け入れ可能期間の統一（原則3年）。</u>																												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
50	40	15	<p>2019年には、法律としてはじめてアイヌを「先住民族」と明記し、独自の文化の維持・振興に向けた交付金制度を創設する<u>アイヌ民族支援法</u>が制定されたが、先住民族の権利の保障が不十分であるとの批判もある。</p>	<p>2019年には、法律としてはじめてアイヌを「先住民族」と明記し、独自の文化の維持・振興に向けた交付金制度を創設する<u>アイヌ施策推進法</u>が制定されたが、先住民族の権利の保障が不十分であるとの批判もある。</p>
51	195	15	<p>こんにちの国際社会では、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト(人種隔離政策)の<u>撤廃</u>(1994年)が示すように、世界人権宣言や国際人権規約などの普及により、民族主義的または人種主義的な抑圧は、もはや許されない。</p> <p>(225ページ 1行目)</p> <p>4南アフリカの動向…1994年のアパルトヘイトの<u>撤廃</u>後、民主化を進めながら新しい国作りをはじめた。</p>	<p>こんにちの国際社会では、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト(人種隔離政策)の<u>終結</u>(1994年)が示すように、世界人権宣言や国際人権規約などの普及により、民族主義的または人種主義的な抑圧は、もはや許されない。</p> <p>4南アフリカの動向…1994年のアパルトヘイトの<u>終結</u>後、民主化を進めながら新しい国作りをはじめた。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
52	45	図1	<p>1 特定秘密保護法のしくみ 「東京新聞」 2013年11月22日より作成。</p>	<p>1 特定秘密保護法のしくみ 「東京新聞」 2013年11月22日より作成。</p>
			<p>(49ページ中段)</p> <p>Check!</p> <p>刑法205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。</p> <p>刑法103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>牧会活動…牧師が教会のためにおこなう説教や礼拝のこと。信者の魂への配慮をし、信仰と生活を導くものとされる。</p>	<p>Check!</p> <p>刑法205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。</p> <p>刑法103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>牧会活動…牧師が教会のためにおこなう説教や礼拝のこと。信者の魂への配慮をし、信仰と生活を導くものとされる。</p>